横須賀市における麻しん風しん検査・診断の実施について

1.以下の症状・情報から麻しん・風しんを疑うときは 診察を終える前に横須賀市保健所に電話連絡・ご相談ください

以下の臨床症状を3つ満たす場合は、届出を行ってください。

麻しん ①発熱②カタル症状(咳嗽・鼻汁・結膜充血等)③麻しんに特徴的な発疹 ※1つ以上満たした修飾麻しんを疑う場合は、検査が必要になるため要相談

風しん ①全身性の小紅斑や紅色丘疹 ②発熱 ③リンパ節腫脹

※届出基準を満たさない場合等はご相談ください

患者情報(聞き取り内容)の確認

- ・年齢や性別、妊娠の有無・症状経過・海外渡航歴や流行地域への渡航
- ・感染源となった人、接触者 ・予防接種歴(回数・時期・ワクチンの種類)

2. 検査の実施 ※厚生労働省「特定感染症予防指針」に基づく

<u>IgM抗体検査</u>

・医療機関にて、実施をお願いいたします

<u>PCR検査</u> 横須賀市保健所で実施します

・行政検査を実施する場合は、3検体の採取・確保をお願いいたします

①咽頭ぬぐい液 ②血液(全血) ③尿

※届出基準を満たさない場合のPCR検査の実施については横須賀市保健所にご相談ください。

3. ご本人(患者)へ伝えて欲しいこと

・感染可能期間中の外出自粛

麻しん:発症 | 日前~解熱後3日 風しん:発疹出現の前後7日間

・発生届が出された場合、横須賀市保健所から患者に連絡が入ること

4. PCR検査を実施した場合、横須賀市保健所からの検査結果報告後の対応

- ・臨床症状と検査結果を総合的に勘案し、診断をお願いいたします
- ・患者への結果の説明は医療機関からお願いいたします
- ・総合的状況を踏まえ、麻しん・風しんでないと判断された場合は、発生届の取下げをお願い いたします

【問合せ】横須賀市保健所 保健予防課

電話 046-822-4317 FAX 046-822-4874 e-mail dp-wh@city.yokosuka.kanagawa.jp